

議案第 8 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別
紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6
8 号）の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(案)

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年岬町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条の3第1項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改め、同条第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年岬町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成4年岬町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和43年岬町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岬町ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第5条 岬町ラブホテル建築等規制条例(昭和59年岬町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部改正)

第6条 岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例(昭和59年岬町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岬町法定外公共物管理条例の一部改正)

第7条 岬町法定外公共物管理条例(平成13年岬町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 6 8 号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 2 2 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 1 項及び第 5 項、第 1 4 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 1 7 条第 4 項並びに職員の退職手当に関する条例第 1 7 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）（第1条関係）

新	旧
第1条～第22条（略） 第22条の2（略） (1)～(2)（略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消されたものを除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第22条の3（略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)（略） 2～4（略） 5（略） (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合	第1条～第22条（略） 第22条の2（略） (1)～(2)（略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消されたものを除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第22条の3（略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁固</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)（略） 2～4（略） 5（略） (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
6～9 (略)	6～9 (略)
以下 (略)	以下 (略)

○職員の退職手当に関する条例（昭和38年岬町条例第4号）（第2条関係）

新	旧
第1条～第12条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 (略) (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) (略) (2) 当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略)	第1条～第12条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 (略) (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) (略) (2) 当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略)

(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 (略) (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 (略) (1) 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) (略) 2～6 (略) 第16条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2～3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 以下 (略)	(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 (略) (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 (略) (1) 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) (略) 2～6 (略) 第16条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2～3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 以下 (略)
--	---

○岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成4年岬町条例第7号）（第3条関係）

新	旧
第1条～第3条（略） （欠格条項） 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）～（3）（略） 以下（略）	第1条～第3条（略） （欠格条項） 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）～（3）（略） 以下（略）

○岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和43年岬町条例第8号）（第4条関係）

新	旧
第1条～第5条の2（略） （退職報償金支給の制限） 第6条（略） （1）拘禁刑以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略） 以下（略）	第1条～第5条の2（略） （退職報償金支給の制限） 第6条（略） （1）禁錮以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略） 以下（略）

○岬町ラブホテル建築等規制条例（昭和５９年岬町条例第１９号）（第５条関係）

新	旧
第１条～第１２条（略） （罰則）	第１条～第１２条（略） （罰則）
第１３条 第６条（第１０条において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者は、６月以下の <u>拘禁刑</u> 、又は１００，０００円以下の罰金に処する。	第１３条 第６条（第１０条において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者は、６月以下の <u>懲役</u> 、又は１００，０００円以下の罰金に処する。
２（略） 以下（略）	２（略） 以下（略）

○岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例（昭和５９年岬町条例第２０号）（第６条関係）

新	旧
第１条～第１２条（略） （罰則）	第１条～第１２条（略） （罰則）
第１３条 第６条（第１０条において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者は、６月以下の <u>拘禁刑</u> 、又は１００，０００円以下の罰金に処する。	第１３条 第６条（第１０条において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者は、６月以下の <u>懲役</u> 、又は１００，０００円以下の罰金に処する。
２（略） 以下（略）	２（略） 以下（略）

○岬町法定外公共物管理条例（平成 1 3 年岬町条例第 3 号）（第 7 条関係）

新	旧
第 1 条～第 1 6 条（略） （罰則） 第 1 7 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>、1 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (1)～(3)（略） 第 1 8 条 第 3 条第 2 号から第 3 号までの禁止事項に違反した者は、3 月以下の<u>拘禁刑</u>、3 0 , 0 0 0 円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 以下（略）	第 1 条～第 1 6 条（略） （罰則） 第 1 7 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>、1 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (1)～(3)（略） 第 1 8 条 第 3 条第 2 号から第 3 号までの禁止事項に違反した者は、3 月以下の<u>懲役</u>、3 0 , 0 0 0 円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 以下（略）